

**保育園の園児の声等による精神的被害に対する慰謝料と防音設備設置請求について、
受忍限度内とされた事例**

【文献種別】 判決／神戸地方裁判所
【裁判年月日】 平成29年2月9日
【事件番号】 平成26年(ワ)第1195号
【事件名】 損害賠償等請求事件
【裁判結果】 棄却
【参照法令】 民法709条、環境基本法16条1項
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

LEX/DB 文献番号 25448466

事実の概要

本件は、被告Yが経営する保育園の近隣に居住する原告Xが、園児が園庭で遊ぶ際に発する声等の騒音が受忍限度を超えており、日常生活に支障を来し、精神的被害を被っていると主張し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、一部請求として、慰謝料100万円及びこれに対する不法行為以降の日である平成23年7月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合の遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権に基づき、本件保育園の敷地北側境界線(以下「本件境界線」という。)上において本件保育園からの騒音が50dB(L_{A5})以下となるような防音設備の設置を求めた事案である。

紛争に至る経緯

Xは、昭和42年頃から原告宅に居住する者であり、本件保育園開設前に勤めを終えた後、一日を通じて概ね原告宅で過ごしている。本件境界線は、原告敷地南側境界線と約10mの距離にある。

Yは、平成18年4月1日から本件保育園(定員数120名、開園日：月曜から土曜まで、保育時間：午前7時から午後7時まで)を運営する社会福祉法人である。本件保育園開設に先立ち、平成16年7月以降、周辺住民に対し、Yが本件保育園の新築工事の計画及び工事に関する説明会を数回にわたって開催したところ、第1回の説明会より、近隣住民から、園児が発する声等による騒音、健康被害の懸念が示された。近隣住民の意見を踏まえ、Yは、本件施設の設計変更などを行ったが、協議は難航した。そこで、Yは、平成17年8月、近隣説明会と並行して、個別の近隣住民との間で、

騒音対策の一環として、被告の負担において近隣住民の自宅窓を二重サッシにすること、本件施設と西側住民の境界線からの距離を1,649mmから2,000mmに変更することを内容とする合意を交わした。さらに、平成18年3月の本件施設完成までに、本件境界線上に高さ3mの防音壁が設置された。しかし、Xはこの防音壁に納得せず、損害賠償を請求するとともに、防音設備の設置を求めて本件訴訟を提起した。

判決の要旨**1 違法性判断基準(受忍限度論)**

「第三者の事業活動に伴って発生する騒音による被害が、原告に対する関係において、違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは、侵害行為の態様、侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、当該地域の地域環境、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の諸般の事情を総合的に考慮して、被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるものかどうかによって決するのが相当である。」

2 環境基準等と受忍限度

「そして、本件は、私人が発する騒音に対する受忍限度が問題となっているものであるから、公害防止行政上の指針及び行政上の施策を講じるべき基準を定めた環境基準や指定地域内に特定工場等を設置している者に対して生活環境を保全する

ために必要な措置を講じるための基準を定めた騒音規制法及び神戸市の騒音基準が直接適用されるものではないが、これらの基準は、騒音が生生活環境や人の健康に与える影響に係る科学的知見に基づき、周囲の環境等の地域特性をも考慮して定めたものであることを踏まえると、環境基準や騒音基準は、私人間の騒音の受忍限度の程度を指定する上でも有益な指標といえることができるというべきである。」

3 公共性（受益と被害の彼此相補関係）

「さらに、本件保育園は、神戸市における保育需要に対する不足を補うために被告が神戸市から要請を受けて設置・運営したという経緯からすれば、本件保育園は、神戸市における児童福祉施策の向上に寄与してきたという点で公益性・公共性が認められるものの、本件保育園に通う園児を持たない原告を含む近隣住民にとってみれば、直接その恩恵を享受しているものではなく、本件保育園の開設によって原告が得る利益とこれによって生じる騒音被害との間には相関関係を見出しがたく、損害賠償請求ないし防音設備の設置請求の局面で本件保育園が一般的に有する公益性・公共性を殊更重視して、受忍限度の程度を緩やかに設定することはできないというべきである。」

4 囑託鑑定結果と受忍限度判断

環境基準の騒音評価手法によると、X宅での測定値は、環境基準における基本指針値の昼間の時間帯の指標を上回るものではない。これに対し、騒音基準については、本件境界線での測定値が騒音基準を上回ると認定された。しかし、「騒音基準は、典型的に著しい騒音を発生させる特定工場等に対して規制基準の遵守義務を課すためのものであり、受忍限度を超えるか否かの判断においては、当該騒音が被侵害者に対して及ぼす影響の程度を検討すべきであって、その及ぼす影響の程度は、騒音源である敷地の境界線で測定された騒音レベルに加え、騒音源と被侵害者の居宅との距離、騒音の減衰量等をも踏まえて検討するのが相当であ」り、減衰量を踏まえると受忍限度を超えているということとはできない。

その上で、①園児が園庭で遊技する時間は約3時間であって断続的に発生するものではないこと、②Xにおいて環境基準が前提とする昼間の時

間帯の屋内騒音レベル 45dB を下回る騒音レベルを維持することを必要とする特別の事情があるとは認められないこと、③Yは、近隣住民に対する説明会を1年ほどかけて行い、その間、本件保育園から生じる騒音問題に係るXを含めた近隣住民からの質問・要望に対して検討を重ねたこと、⑤既設の保育園で測定した騒音結果から本件保育園の騒音の推定値を算出した上で、遮音性能を有する本件防音壁を設置したこと、⑥一部の近隣住民に対して、Yの負担において二重サッシに取り換えることを提案・合意するなど騒音対策を講じるよう努めてきたこと、⑦最終的にXとは折り合いがつかなかったものの、Y側からX宅敷地境界線における防音対策による問題解決の提案がされたこと、これらの事情を考慮すると、「Xが本件保育園からの騒音により精神的・心理的不快を被っていることはうかがえるものの、X宅で測定される本件保育園の園庭で遊戯する園児の声等の騒音レベルが、未だ社会生活上受忍すべき限度を超えているものとは認められず、不法行為を基礎づける程度の違法があるということとはできない。」

判例の解説

一 子供に関する施設と本判決

保育園は、その利用上の性質から駅や住宅街に近い場所に開設されることが多く、近年、保育園施設と周辺住民とのトラブルが各地で発生している。本件は、保育園からの園児の声などによる精神的苦痛について損害賠償と差止を求めた訴訟に関して、わが国で初めて下された判決である。本事件は多方面での議論を呼び、2015年には、東京都が、環境保護条例について、子供の健やかな成長・育成への配慮の必要性から、小学校就学前の子供の声等について、日常生活等に係る騒音の規制基準から適用除外とする改正を行っている。

子供が利用する施設に関わる騒音訴訟については、児童館利用者のもたらす騒音に対して使用差止及び隣接する公園の閉鎖を求めた児童館建設差止等請求事件¹⁾、こどもセンターを利用する子供らの声や物音に対して45ないし50dBを超える騒音の差止を求めた野川こども文化センター差止仮処分事件²⁾では、騒音は受忍限度内とされている。これに対し、噴水で遊ぶ子供の声などに対して差止を求めた西東京いこいの森公園騒音差止仮処分

事件³⁾では、環境基準を超える子供の声につき差止を認めた⁴⁾。

二 本件請求の趣旨と抽象的差止請求について

本件Xは、慰謝料と並んで差止を請求している。差止請求の仕方について、まず「原告の住居内に〇〇dB以上の騒音を到達させないために、別紙仕様書記載の防音設備をせよ」といった具体的差止請求が考えられる。さらに、差止のための具体的な方法の選択は被告に任せる方が合理的であるから、「原告の住居内に〇〇dB以上の騒音を到達させてはならない」という、いわゆる抽象的差止請求が裁判例で認められるようになった⁵⁾。本件において、Xは、抽象的差止請求の枠組み内でも、「本件保育園からの騒音が50dB(L_{A5})以下となるような防音設備の設置」(具体的には防音壁の設置)を求めている。本判決は、結論としては園児の声等は受忍限度内であるとして請求棄却しているためなのか、本件のような抽象的差止請求の方法について特に言及していない。しかし、防音設備の設置のみに限定すると、被告が取りうる騒音低減手段がかえって制限されることになるのではないだろうか。

三 受忍限度について

1 環境基準等と受忍限度論について

(1) 関係法令等

環境基本法16条1項に基づき、環境省は「騒音にかかる環境基準」を定めている。本環境基準は、地域を類型化し、時間の区分ごとに、達成又は維持することが望ましい基準値を定めている(以下「基本指針値」という。)が、環境基準を超えるだけで受忍限度を超えると判断されるわけではない。これによると、本件地域は、主として住居の用に供される地域として「B」の基本指針値：昼間(午前6時から午後10時までの間)55dB以下、夜間(午後10時から翌日の午前6時までの間)45dB以下、が当てはめられる地域として指定されている。また、神戸市長は、騒音規制法及び兵庫県の環境の保全と創造に関する条例に基づいて、指定地域及び「騒音基準」を定めている。本件地域は、都市計画法の用途地域における第一種住居地域であり、神戸市長により第二種区域に指定されており、昼間60dB、朝・夕50dB、夜間45dBの騒音基準が当てはまる。なお、保育園を

対象とした騒音の基準を定めた条例等はない。

(2) 本件囑託鑑定結果

環境基準の騒音評価手法によると、X宅敷地内に設置した測定点②において観測された等価騒音レベル(代表値の平均値)は、それぞれ、①本件保育園の登園前の時間帯で52.8dB、②本件保育園の園児が園庭にいない時間帯で52.9dB、③園児が園庭で遊技している時間帯で57.43dBである。騒音基準による騒音評価手法によると、本件境界線に設置した測定点①では、時間率騒音レベル(L_{A5})の代表値の平均は76dB(小数点以下を四捨五入した整数値)であり、騒音基準を上回る。

(3) 本判決による判断

環境基準について：環境基準における騒音の評価手法は、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とするから、上記囑託鑑定結果①～③の時間帯で測定された騒音レベルを環境基準の昼間の時間帯(午前6時から午後10時までの16時間)の等価騒音レベルに引き直して検討する必要がある。園児が園庭で遊技する時間は16時間中約3時間であり、X宅の測定点②における昼間の等価騒音レベルは、54.2dBとなる。そこで本判決は、同値は環境基準における基本指針の昼間の指標の55dBを上回るものではないと認定した。

騒音基準について：X宅と本件境界線とは10m離れていること及びその間に訴外I宅が介在することによる減衰を考慮すると、概ね17～18dB減衰することが認められる。したがって、鑑定結果の時間率騒音レベル76dBから減衰量17～18dBを引くと58～59dBとなり、昼間の騒音基準値60dBを下回ることになる。そこで、本判決は、測定点①での時間率騒音レベルの値をもって、直ちに受忍限度を超えているということとはできないと判断した。

2 受益と被害の彼此相補関係について

本判決は、違法性の判断基準として、受忍限度論を採用し、賠償判断と差止判断を区別しないで受忍限度判断を行って違法性を否定した。ここで、保育園は公共性を有する施設と考えうるので、公共性の要素の取り扱いが課題となる。

この点に関し、「不可分一体論」によって差止を却下した大阪国際空港訴訟上告審判決は、損害賠償請求について「受益と被害の彼此相補関係」

という考慮要素を初めて用い、その後の裁判例においても踏襲されている⁶⁾。すなわち、「国民の日常生活の維持存続に不可欠な役務の提供のように絶対的ともいべき優先順位を主張しうるものとは必ずしもいえないものである」空港に関し、「これら住民が空港の存在によって受ける利益とこれによって被る被害との間には、後者の増大に必然的に前者の増大が伴うというような彼此相補関係が成り立たないことも明らかで、結局、前記の公共的利益の実現は、被上告人らを含む周辺住民という限られた一部少数者の特別の犠牲のうえでのみ可能であって、そこに看過することのできない不公平が存することを否定できないのである」として、広範かつ重大な被害を被り、「特別の犠牲」を強いられる多数の住民に対して損害賠償を認めたものである。

また、国道43号線訴訟上告審判決においても、損害賠償請求については「彼此相補関係」が認められないことを一つの理由に、受忍限度を超えると判断された⁷⁾。しかしながら、この判決は、差止と損害賠償とで、「違法性の判断において各要素の重要性をどの程度のものとして考慮するかにはおのずから相違があるから、右両場合の違法性の有無の判断に差異が生じることがあっても不合理とはいえない」として、両者間には公共性の考慮の仕方に差異があるとした（ファクターの重みづけ相違説や考慮要素軽重説と呼ばれる。）⁸⁾。そして、差止請求については、本件道路の「地域間交通や産業経済活動に対する多大な便益」という公共性の要素をより重く斟酌することで、受忍限度内であるとの判断を導いている⁹⁾。

翻って本判決を鑑みると、地域一般に対する本件保育園の公共性を認めつつも、「本件保育園に通う園児を持たないXを含む近隣住民にとってみれば、直接その恩恵を享受しているものではなく、本件保育園の開設によってXが得る利益とこれによって生じる騒音被害との間には相関関係が見出しがたい」ため、「損害賠償請求ないし防音設備の設置請求の局面で本件保育園が一般的に有する公益性・公共性を殊更重視して、受忍限度の程度を緩やかに設定することはできないといふべきである」とした。この点、第1に、本判決では「相関関係」という言葉が用いられているが、それは「彼此相補関係」の言い換えであるといつてよい。しかし、彼此相補関係という言葉を用いると、損

害賠償と差止とで公共性の考慮方法を異にする必要があることを意識して、敢えてこの用語を避けたのだろうか。第2に、「国民の日常生活の維持存続に不可欠」ともいえる保育園施設に関しても、この公式を当てはめて、直截的な受益関係の必要性を要求することには検討を要する。差止においては、X以外の社会的利益を斟酌することはやむをえない面がある。

四 結びに代えて

子供に関する施設から生じる問題については、子供を閉鎖的な環境に隔離するのではなく、施設と周辺地域との間の相互理解・協力関係を構築して問題解決を図っていくことが、これからの社会では望ましいと考える。

●—注

- 1) 東京地判平3・6・21判タ773号223頁。
- 2) 横浜地川崎支決平22・5・21判時2089号119頁、判タ1338号136頁。
- 3) 東京地八王子支判平19・10・1判例集未登載。
- 4) 森田淳「近隣騒音の解決事例について——渋谷区騒音事件の処理を参考にして」ちようせい52号(2008年)2頁、9頁注1。
- 5) 単一汚染源の騒音に関する横田基地第1、2次訴訟上告審判決(最一小判平5・2・25判時1456号53頁、判タ816号137頁)は、抽象的差止請求を適法とした。国道43号線訴訟控訴審判決(大阪高判平4・2・20判時1415号3頁、判タ780号64頁)もこれを適法とし、同上告審判決も黙示的に適法と判断したと解されている。
- 6) 最判昭56・12・16民集35巻10号1369頁、判時1025号39頁、判タ455号171頁。
- 7) 最二小判平7・7・7民集49巻7号1870頁、判時1544号18頁、判タ892号124頁。
- 8) 従前の違法性段階説を採用していると見る学説もある。北村喜宣『環境法〔第4版〕』(弘文堂、2017年)215頁、越智敏裕『環境訴訟法』(日本評論社、2015年)101頁。
- 9) 最二小判平7・7・7民集49巻7号2599頁。本判決によると、原審は「本件道路の近隣に居住する上告人らが現に受け、将来も受ける蓋然性の高い被害の内容が日常生活における妨害にとどまるのに対し、本件道路がその沿道の住民や企業に対してのみならず、地域間交通や産業経済活動に対してその内容及び量においてかけがえない多大な便益を提供しているなどの事情を考慮して、上告人らの求める差止めを認容すべき違法性があるとはいえないと判断した」ものといえるとする。